

改 正 案

所得税法等の一部を改正する法律案新旧対照表

現 行

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

目次

第一編 総則

第一章 通則(第一条—第四条)

第二章 納税義務(第五条・第六条)

第二章の二 法人課税信託の受託者等に関する通則(第六条の二・第六条の三)

第三章 課税所得の範囲(第七条—第十一条)

第四章 所得の帰属に関する通則(第十二条—第十四条)

第五章 納税地(第十五条—二十条)

第二編 居住者の納税義務

第一章 通則(第二十一条)

第二章 課税標準及びその計算並びに所得控除

第一節 課税標準(第二十二条)

第二節 各種所得の金額の計算

第一款 所得の種類及び各種所得の金額(第二十三条—第三十五条)

第二款 所得金額の計算の通則(第三十六条—第三十八条)

第三款 収入金額の計算(第三十九条—第四十四条の三)

第四款 必要経費等の計算

第一目 家事関連費、租税公課等(第四十五条・第四十六条)

第二目 資産の評価及び償却費(第四十七条—第五十条)

第三目 資産損失(第五十一条)

第四目 引当金(第五十二条—第五十五条)

第五目 親族が事業から受ける対価(第五十六条・第五十七条)

第六目 給与所得者の特定支出(第五十七条の二)

目次

第一編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第二章の二 同上

第三章 同上

第四章 同上

第五章 同上

第二編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第一目 同上

第二目 同上

第三目 同上

第四目 同上

第五目 同上

第六目 同上

第四款の二	外貨建取引の換算(第五十七条の三)
第五款	資産の譲渡に関する総収入金額並びに必要経費及び取得費の計算の特例(第五十七条の四―第六十二条)
第六款	事業を廃止した場合等の所得計算の特例(第六十三条・第六十四条)
第七款	収入及び費用の帰属の時期の特例(第六十五条―第六十七条)
第八款	リース取引(第六十七条の二)
第九款	信託に係る所得の金額の計算(第六十七条の三)
第十款	贈与等により取得した資産に係る利子所得等の金額の計算(第六十七条の四)
第十一款	各種所得の範囲及びその金額の計算の細目(第六十八条)
第三節	損益通算及び損失の繰越控除(第六十九条―第七十一条)
第四節	所得控除(第七十二条―第八十八条)
第三章	税額の計算
第一節	税率(第八十九条―第九十一条)
第二節	税額控除(第九十二条―第九十五条の二)
第四章	税額の計算の特例(第九十六条―第九十九条)
第五章	申告、納付及び還付
第一節	予定納税
第一款	予定納税(第一百零一条―第一百零六条)
第二款	特別農業所得者の予定納税の特例(第一百七条―第一百零九条)
第三款	予定納税額の減額(第一百一十一条―第一百四十一条)
第四款	予定納税額の納付及び徴収に関する特例(第一百五十一条―第一百九十九条)
第二節	確定申告並びにこれに伴う納付及び還付
第一款	確定申告(第二百二十条―第二百二十三条)
第二款	死亡又は出国の場合の確定申告(第二百二十四条―第二百二十七条)
第三款	納付(第二百二十八条―第二百三十条)
第四款	延納(第二百三十一条―第二百三十七条)
第五款	納税の猶予(第二百三十七条の二・第二百三十七条の三)

第四款の二	同上
第五款	同上
第六款	同上
第七款	同上
第八款	同上
第九款	同上
第十款	同上
第十一款	同上
第三節	同上
第四節	同上
第三章	同上
第一節	同上
第二節	同上
第四章	同上
第五章	同上
第一節	同上
第一款	同上
第二款	同上
第三款	同上
第四款	同上
第二節	同上
第一款	同上
第二款	同上
第三款	同上
第四款	同上
第五款	同上

第六款	選付（第三百三十八条—第四百二十二条）
第三節	青色申告（第四百三十三条—第四百五十一条）
第六章	期限後申告及び修正申告等の特例（第五百五十一条の二—第五百五十一条の六）
第七章	更正の請求の特例（第五百五十二条—第五百五十三条の六）
第八章	更正及び決定（第五百五十四条—第五百六十条）
第三編	非居住者及び法人の納税義務
第一章	国内源泉所得（第六十一条—第六十三条）
第二章	非居住者の納税義務
第一節	通則（第六十四条）
第二節	非居住者に対する所得税の総合課税
第一款	課税標準、税額等の計算（第六十五条—第六十五条の六）
第二款	申告、納付及び還付（第六十六条・第六十六条の二）
第三款	更正の請求の特例（第六十七条）
第四款	更正及び決定（第六十八条・第六十八条の二）
第三節	非居住者に対する所得税の分離課税（第六十九条—第七十三条）
第三章	法人の納税義務
第一節	内国法人の納税義務（第七十四条—第七十七条）
第二節	外国法人の納税義務（第七十八条—第八十条の二）
第四編	源泉徴収
第一章	利子所得及び配当所得に係る源泉徴収（第八十一条—第八十二条）
第二章	給与所得に係る源泉徴収
第一節	源泉徴収義務及び徴収税額（第八十三条—第八十九条）
第二節	年末調整（第九十条—第九十三条）
第三節	給与所得者の源泉徴収に関する申告（第九十四条—第九十八条）
第三章	退職所得に係る源泉徴収（第九十九条—第二百三条）
第三章の二	公的年金等に係る源泉徴収（第二百三条の二—第二百三条の七）
第四章	報酬、料金等に係る源泉徴収

第六款	同上
第三節、同上	同上
第六章	同上
第七章	同上
第八章	同上
第三編	同上
第一章	同上
第二章	同上
第一節	同上
第二節	同上
第一款	同上
第二款	同上
第三款	同上
第四款	同上
第三節	同上
第三章	同上
第一節	同上
第二節	同上
第四編	同上
第一章	同上
第二章	同上
第一節	同上
第二節	同上
第三節	同上
第三章	同上
第三章の二	公的年金等に係る源泉徴収（第二百三条の二—第二百三条の六）
第四章	同上

第一節 報酬、料金、契約金又は賞金に係る源泉徴収（第二百四條―第二百六條）

第二節 生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収（第二百七條―第二百九條）

第三節 定期積金の給付補填金等に係る源泉徴収（第二百九條の二・第二百九條の三）

第四節 匿名組合契約等の利益の分配に係る源泉徴収（第二百十條・第二百十一條）

第五章 非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収（第二百十二條―第二百十五條）

第六章 源泉徴収に係る所得税の納期の特例（第二百十六條―第二百十九條）

第七章 源泉徴収に係る所得税の納付及び徴収（第二百二十條―第二百二十三條）

第五編 雑則  
第一章 支払調書の提出等の義務（第二百二十四條―第二百三十一條）

第二章 その他の雑則（第二百三十二條―第二百三十七條）

第六編 罰則（第二百三十八條―第二百四十三條）

附則

（定義）  
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 五の五 省 略

十六 棚卸資産 事業所得を生ずべき事業に係る商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産（有価証券、第四十八條の二第一項（仮想通貨の譲渡原価等の計算及びその評価の方法）に規定する仮想通貨及び山林を除く。）で棚卸しをすべきものとして政令で定めるものをいう。

十七 四十八 省 略

2 省 略  
（家事関連費等の必要経費不算入等）

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第四節 同上

第五章 同上

第六章 同上

第七章 同上

第五編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第六編 同上

附則

（定義）  
第二条 同上

一 五の五 同上

十六 棚卸資産 事業所得を生ずべき事業に係る商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産（有価証券及び山林を除く。）で棚卸しをすべきものとして政令で定めるものをいう。

十七 四十八 同上

2 同上  
（家事関連費等の必要経費不算入等）

第四十五条 居住者が支出し又は納付する次に掲げるものの額は、その者の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入しない。

- 一 三 省 略
- 二 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第 号）の規定による森林環境税及び森林環境税に係る延滞金
- 四・五 省 略
- 六 前号に掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの
- 七 省 略
- 八 省 略
- 九 省 略
- 十 省 略
- 十一 省 略
- 十二 省 略
- 十三 省 略

3 第一項第二号から第八号までに掲げるものの額又は前項に規定する金額の額及び金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の価額は、第一項又は前項の居住者の一時所得の金額の計算上、支出した金額に算入しない。

（仮想通貨の譲渡原価等の計算及びその評価の方法）

第四十八条の二 居住者の仮想通貨（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項（定義）に規定する仮想通貨をいう。以下この条において同じ。）につき第三十七条第一項（必要経費）の規定によりその者の事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額を算定する場合におけるその算定の基礎となるその年十二月三十一日において有する仮想通貨の価額は、その者が仮想通貨について選定した評価の方法により評価した金額（評価の方法を選定しなかつた場合又は選定した評価の方法により評価しなかつた場合には、評価の方法のうち政令で定める方法により評価した金額）とする。

2 前項の選定をすることができる評価の方法の種類、その選定の手続その他仮想通貨の評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十五条 同上

一 三 同上

四・五 同上

六 同上

七 同上

八 同上

九 同上

十 同上

十一 同上

十二 同上

十三 同上

3 第一項第二号から第七号までに掲げるものの額又は前項に規定する金額の額及び金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の価額は、第一項又は前項の居住者の一時所得の金額の計算上、支出した金額に算入しない。

(株式交換等に係る譲渡所得等の特例)

第五十七条の四 居住者が、各年において、その有する株式(以下この項において「旧株」という。)につき、その旧株を発行した法人の行った株式交換(当該法人の株主に法人税法第二条第十二号の六の三(定義)に規定する株式交換完全親法人(以下この項において「株式交換完全親法人」という。))又は株式交換完全親法人との間に当該株式交換完全親法人の発行済株式若しくは出資(当該株式交換完全親法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の全部を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係がある法人のうちいずれか一の法人の株式(出資を含む。以下この項において同じ。)以外の資産(当該株主に対する剰余金の配当として交付された金銭その他の資産及び株式交換に反対する当該株主に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。)が交付されなかつたものに限る。)により当該株式交換完全親法人に対し当該旧株の譲渡をし、かつ、当該株式の交付を受けた場合又はその旧株を発行した法人の行った特定無対価株式交換(当該法人の株主に株式交換完全親法人の株式その他の資産が交付されなかつた株式交換で、当該法人の株主に対する株式交換完全親法人の株式の交付が省略されたと認められる株式交換として政令で定めるものをいう。)により当該旧株を有しないこととなつた場合には、第二十七条(事業所得)、第三十三条(譲渡所得)、第三十五条(雑所得)又は第五十九条(贈与等の場合の譲渡所得等の特例)の規定の適用については、これらの旧株の譲渡又は贈与がなかつたものとみなす。

2 4 省 略

(配偶者特別控除)

第八十三条の二 省 略

2 前項の規定は、同項に規定する生計を一にする配偶者が、次に掲げる場合に該当するときは、適用しない。

一 当該配偶者が前項に規定する居住者として同項の規定の適用を受けている場合

二 当該配偶者が、給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書に記載された源泉控除対象配偶者がある居住

(株式交換等に係る譲渡所得等の特例)

第五十七条の四 居住者が、各年において、その有する株式(以下この項において「旧株」という。)につき、その旧株を発行した法人の行った株式交換(当該法人の株主に法人税法第二条第十二号の六の三(定義)に規定する株式交換完全親法人(以下この項において「株式交換完全親法人」という。))の株式(出資を含む。以下この項において同じ。)又は株式交換完全親法人との間に当該株式交換完全親法人の発行済株式若しくは出資(当該株式交換完全親法人が有する自己の株式を除く。)の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の株式のいずれか一方の株式以外の資産(当該株主に対する剰余金の配当として交付された金銭その他の資産及び株式交換に反対する当該株主に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。)が交付されなかつたものに限る。)により当該株式交換完全親法人に対し当該旧株の譲渡をし、かつ、当該株式の交付を受けた場合又はその旧株を発行した法人の行った特定無対価株式交換(当該法人の株主に株式交換完全親法人の株式その他の資産が交付されなかつた株式交換で、当該法人の株主に対する株式交換完全親法人の株式の交付が省略されたと認められる株式交換として政令で定めるものをいう。)により当該旧株を有しないこととなつた場合には、第二十七条(事業所得)、第三十三条(譲渡所得)、第三十五条(雑所得)又は第五十九条(贈与等の場合の譲渡所得等の特例)の規定の適用については、これらの旧株の譲渡又は贈与がなかつたものとみなす。

2 4 同 上

(配偶者特別控除)

第八十三条の二 同 上

2 前項の規定は、同項に規定する生計を一にする配偶者が同項に規定する居住者として同項の規定の適用を受けている場合には、適用しない。

者として第八十五条第一項第一号若しくは第二号(賞与以外の給与等に係る徴収税額)又は第八十六条第一項第一号若しくは第二項第一号(賞与に係る徴収税額)の規定の適用を受けている場合(当該配偶者が、その年分の所得税につき、第九十条(年末調整)の規定の適用を受けた者である場合又は確定申告書の提出をし、若しくは決定を受けた者である場合を除く。)

三 当該配偶者が、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載された源泉控除対象配偶者がある居住者として第二百三条の三第一号から第三号まで(徴収税額)の規定の適用を受けている場合(当該配偶者がその年分の所得税につき確定申告書の提出をし、又は決定を受けた者である場合を除く。)

3 省 略

(扶養親族等の判定の時期等)

第八十五条 省 略

2 第七十九条第二項又は第三項の場合において、居住者の同一生計配偶者又は扶養親族が同項の規定に該当する特別障害者(第八十七条(障害者控除等の適用を受ける者に係る徴収税額)、第九十条第二号ハ(年末調整)、第九十四条第一項第三号(給与所得者の扶養控除等申告書)、第二百三条の三第一号へ(徴収税額)及び第二百三条の六第一項第五号(公的年金等の受給者の扶養親族等申告書)において「同居特別障害者」という。)若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者に該当するかどうかの判定は、その年十二月三十一日の現況による。ただし、その同一生計配偶者又は扶養親族がその当時既に死亡している場合は、当該死亡の時の現況による。

3 5 6 省 略

(確定所得申告)

第二百二十条 居住者は、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が第二章第四節(所得控除)の規定による雑損控除その他の控除の額の合計額を超える場合において、当該総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額からこれらの控除の額を第八十七条第二項(所得控除の順序)の規定に準じて控除した後の金額をそれぞれ課税総所得

3 同 上

(扶養親族等の判定の時期等)

第八十五条 同 上

2 第七十九条第二項又は第三項の場合において、居住者の同一生計配偶者又は扶養親族が同項の規定に該当する特別障害者(第八十七条(障害者控除等の適用を受ける者に係る徴収税額)、第九十条第二号ハ(年末調整)、第九十四条第一項第三号(給与所得者の扶養控除等申告書)、第二百三条の三第一号へ(徴収税額)及び第二百三条の五第一項第五号(公的年金等の受給者の扶養親族等申告書)において「同居特別障害者」という。)若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者に該当するかどうかの判定は、その年十二月三十一日の現況による。ただし、その同一生計配偶者又は扶養親族がその当時既に死亡している場合は、当該死亡の時の現況による。

3 5 6 同 上

(確定所得申告)

第二百二十条 居住者は、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が第二章第四節(所得控除)の規定による雑損控除その他の控除の額の合計額を超える場合において、当該総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額からこれらの控除の額を第八十七条第二項(所得控除の順序)の規定に準じて控除した後の金額をそれぞれ課税総所得

金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額とみなして第八十九条（税率）の規定を適用して計算した場合の所得税の額の合計額が配当控除の額を超えるときは、第二百二十三条第一項（確定損失申告）の規定による申告書を提出する場合を除き、第三期（その年の翌年二月十六日から三月十五日までの期間をいう。以下この節において同じ。）において、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。この場合において、その年において支払を受けるべき第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等で第九十条（年末調整）の規定の適用を受けたものを有する居住者が、当該申告書を提出するときは、次に掲げる事項のうち財務省令で定めるものについては、財務省令で定める記載によることができる。

一〇十一 省略

2 省略

3 次の各号に掲げる居住者が第一項の規定による申告書を提出する場合には、政令で定めるところにより、当該各号に定める書類を当該申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。

一〇三 省略

4 8 省略

（確定所得申告を要しない場合）

第二百二十一条 省略

2 省略

3 その年において第三十五条第三項（雑所得）に規定する公的年金等（以下この条において「公的年金等」という。）に係る雑所得を有する居住者で、その年中の公的年金等の収入金額が四百万円以下であるものが、その公的年金等の全部（第二百三条の七（源泉徴収を要しない公的年金等）の規定の適用を受けるものを除く。）について第二百三条の二（

金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額とみなして第八十九条（税率）の規定を適用して計算した場合の所得税の額の合計額が配当控除の額を超えるときは、第二百二十三条第一項（確定損失申告）の規定による申告書を提出する場合を除き、第三期（その年の翌年二月十六日から三月十五日までの期間をいう。以下この節において同じ。）において、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一〇十一 同上

2 同上

3 同上

一〇三 同上

四 その年において第四編第二章（給与所得に係る源泉徴収）、第三章（退職所得に係る源泉徴収）又は第三章の二（公的年金等に係る源泉徴収）の規定により源泉徴収をされる給与所得、退職所得又は第三十五条第三項（公的年金等の定義）に規定する公的年金等に係る雑所得を有する居住者 第二百二十六条第一項から第三項まで及び第四項ただし書（源泉徴収票）の規定により交付される源泉徴収票

4 8 同上

（確定所得申告を要しない場合）

第二百二十一条 同上

2 同上

3 その年において第三十五条第三項（雑所得）に規定する公的年金等（以下この条において「公的年金等」という。）に係る雑所得を有する居住者で、その年中の公的年金等の収入金額が四百万円以下であるものが、その公的年金等の全部（第二百三条の六（源泉徴収等を要しない公的年金等）の規定の適用を受けるものを除く。）について第二百三条の二（



公的年金等に係る源泉徴収義務)の規定による所得税の徴収をされた又はされるべき場合において、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額(利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び公的年金等に係る雑所得以外の雑所得の金額の合計額をいう。)が二十万円以下であるときは、前条第一項の規定にかかわらず、その年分の課税総所得金額又は課税山林所得金額に係る所得税については、同項の規定による申告書を提出することを要しない。

(還付等を受けるための申告)

第二百二十二条 居住者は、その年分の所得税につき第二百二十条第一項第四号、第六号又は第八号(確定所得申告)に掲げる金額がある場合には、同項の規定による申告書を提出すべき場合及び次条第一項の規定による申告書を提出することができる場合を除き、第三百三十八条第一項(源泉徴収税額等の還付)又は第三百三十九条第一項若しくは第二項(予納税額の還付)の規定による還付を受けるため、税務署長に対し、第二百二十条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出することができる。

## 2 省略

3 第二百二十条第一項後段の規定は前二項の規定による申告書の記載事項について、同条第三項から第七項までの規定は前二項の規定による申告書の提出について、それぞれ準用する。

(年の途中で死亡した場合の確定申告)

第二百二十五条 省略

## 2・3 省略

4 第二百二十条第一項後段の規定は第一項又は第二項の規定による申告書の記載事項について、同条第三項から第七項までの規定は前三項の規定

(公的年金等に係る源泉徴収義務)の規定による所得税の徴収をされた又はされるべき場合において、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額(利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び公的年金等に係る雑所得以外の雑所得の金額の合計額をいう。)が二十万円以下であるときは、前条第一項の規定にかかわらず、その年分の課税総所得金額又は課税山林所得金額に係る所得税については、同項の規定による申告書を提出することを要しない。

(還付等を受けるための申告)

第二百二十二条 居住者は、その年分の所得税につき第二百二十条第一項第四号、第六号又は第八号(確定所得申告)に掲げる金額がある場合には、同項の規定による申告書を提出すべき場合及び次条第一項の規定による申告書を提出することができる場合を除き、第三百三十八条第一項(源泉徴収税額等の還付)又は第三百三十九条第一項若しくは第二項(予納税額の還付)の規定による還付を受けるため、税務署長に対し、第二百二十条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出することができる。この場合において、その年において支払を受けるべき第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等で第九十条(年末調整)の規定の適用を受けたものを有する居住者が、当該給与等に係る第二百二十条第三項第四号に定める源泉徴収票を添付して当該申告書を提出するときは、同条第一項各号に掲げる事項のうち財務省令で定めるものについては、財務省令で定める記載によることができる。

## 2 同上

3 第二百二十条第三項から第七項までの規定は、前二項の規定による申告書の提出について準用する。

(年の途中で死亡した場合の確定申告)

第二百二十五条 同上

## 2・3 同上

4 第二百二十条第三項から第七項までの規定は、前三項の規定による申告書の提出について準用する。

5 省 略  
による申告書の提出について、それぞれ準用する。

(年の途中で出国をする場合の確定申告)

第百二十七条 省 略

2・3 省 略

4 第百二十条第一項後段の規定は第一項又は第二項の規定による申告書の記載事項について、同条第三項から第七項までの規定は前三項の規定による申告書の提出について、それぞれ準用する。

(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予)

第百三十七条の二 省 略

2・9 省 略

10 納税猶予分の所得税額に相当する所得税並びに当該所得税に係る利子税及び延滞税の徴収を目的とする国の権利の時効については、次項第二号の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十三条第四項(時効の完成猶予及び更新)の規定の適用がある場合を除き、継続適用届出書の提出があつた時から当該継続適用届出書の提出期限までの間は完成せず、当該提出期限の翌日から新たにその進行を始めるものとする。

11・14 省 略

(贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予)

第百三十七条の三 省 略

2・11 省 略

12 納税猶予分の所得税額に相当する所得税並びに当該所得税に係る利子税及び延滞税の徴収を目的とする国の権利の時効については、次項第二号の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十三条第四項(時効の完成猶予及び更新)の規定の適用がある場合を除き、継続適用届出書の提出があつた時から当該継続適用届出書の提出期限までの間は完成せず、当該提出期限の翌日から新たにその進行を始めるものとする。

13・16 省 略

5 同 上

(年の途中で出国をする場合の確定申告)

第百二十七条 同 上

2・3 同 上

4 第百二十条第三項から第七項までの規定は、前三項の規定による申告書の提出について準用する。

(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予)

第百三十七条の二 同 上

2・9 同 上

10 納税猶予分の所得税額に相当する所得税並びに当該所得税に係る利子税及び延滞税の徴収を目的とする国の権利の時効については、次項第二号の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十三条第四項(時効の中断及び停止)の規定の適用がある場合を除き、継続適用届出書の提出があつた時に中断し、当該継続適用届出書の提出期限の翌日から新たに進行するものとする。

11・14 同 上

(贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予)

第百三十七条の三 同 上

2・11 同 上

12 納税猶予分の所得税額に相当する所得税並びに当該所得税に係る利子税及び延滞税の徴収を目的とする国の権利の時効については、次項第二号の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十三条第四項(時効の中断及び停止)の規定の適用がある場合を除き、継続適用届出書の提出があつた時に中断し、当該継続適用届出書の提出期限の翌日から新たに進行するものとする。

13・16 同 上

(遺産分割等があつた場合の修正申告の特例)

第五百五十一条の六 相続の開始の日の属する年分の所得税につき第六十条の三第一項から第三項まで(贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例)の規定の適用を受けた居住者について生じた次に掲げる事由(以下この項において「遺産分割等の事由」という。)により、非居住者に移転した相続又は遺贈に係る同条第一項に規定する有価証券等又は同条第二項に規定する未決済信用取引等若しくは同条第三項に規定する未決済デリバティブ取引に係る契約(第一号において「対象資産」という。)が増加し、又は減少したことに基因して、当該居住者の当該相続の開始の日の属する年分の所得税につき国税通則法第十九条第一項各号又は第二項各号(修正申告)の事由が生じた場合には、その相続人は、当該遺産分割等の事由が生じた日から四月以内に、当該相続の開始の日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなればならない。

一・二 省略

三 省略

四 前三号に規定する事由に準ずるものとして政令で定める事由が生じたこと。

2・3 省略

(申告、納付及び還付)

第六十六条 前編第五章及び第六章(居住者に係る申告、納付及び還付)の規定は、非居住者の総合課税に係る所得税についての申告、納付及び還付について準用する。この場合において、第一百十二条第二項(予定納税額の減額の承認の申請手続)中「取引」とあるのは「取引(恒久的施設を有する非居住者にあつては、第六十一条第一項第一号(国内源泉所得)に規定する内部取引に該当するものを含む。)」と、「同項」とあるのは「前項」と、第二十條第一項第三号(確定所得申告)中「第三章(税額の計算)」とあるのは「第三章(第九十五条(外国税額控除)を除く。)(税額の計算)及び第六十五条の六(非居住者に係る

(遺産分割等があつた場合の修正申告の特例)  
第五百五十一条の六 同上

一・二 同上

三 遺留分による減殺の請求に基づき返還すべき、又は弁償すべき額が確定したこと。

四 同上

五 前各号に規定する事由に準ずるものとして政令で定める事由が生じたこと。

2・3 同上

(申告、納付及び還付)

第六十六条 前編第五章及び第六章(居住者に係る申告、納付及び還付)の規定は、非居住者の総合課税に係る所得税についての申告、納付及び還付について準用する。この場合において、第一百十二条第二項(予定納税額の減額の承認の申請手続)中「取引」とあるのは「取引(恒久的施設を有する非居住者にあつては、第六十一条第一項第一号(国内源泉所得)に規定する内部取引に該当するものを含む。)」と、「同項」とあるのは「前項」と、第二十條第一項第三号(確定所得申告)中「第三章(税額の計算)」とあるのは「第三章(第九十五条(外国税額控除)を除く。)(税額の計算)及び第六十五条の六(非居住者に係る

外国税額の控除」と、同項第四号中「外国税額控除」とあるのは「第百六十五条の六第一項から第三項までの規定による控除」と、同条第六項中「業務」とあるのは「業務（第百六十四条第一項各号（非居住者に対する課税の方法）に定める国内源泉所得に係るものに限る。）」と、「ならない」とあるのは「ならないものとし、国内及び国外の双方にわたつて業務を行う非居住者が同項の規定による申告書を提出する場合には、収入及び支出に関する明細書で財務省令で定めるものを当該申告書に添付しなければならないものとする」と、第百二十二条第二項（還付等を受けるための申告）中「第九十五条第二項又は第三項」とあるのは「第百六十五条の六第二項又は第三項」と、第百二十三条第二項第六号（確定損失申告）中「第九十五条（外国税額控除）」とあるのは「第百六十五条の六（非居住者に係る外国税額の控除）」と、第百四十三条（青色申告）中「業務」とあるのは「業務（第百六十四条第一項各号（非居住者に対する課税の方法）に定める国内源泉所得に係るものに限る。）」と、第百四十四条（青色申告の承認の申請）中「業務を開始した場合」とあるのは「業務（第百六十四条第一項各号（非居住者に対する課税の方法）に定める国内源泉所得に係るものに限る。）を開始した場合」と、第百四十五条第二号（青色申告の承認申請の却下）中「取引」とあるのは「取引（恒久的施設を有する非居住者にあつては、第百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。第百四十八条第一項及び第百五十条第一項第三号（青色申告の承認の取消し）において同じ。）」と、第百四十七条（青色申告の承認があつたものとみなす場合）中「業務」とあるのは「業務（第百六十四条第一項各号（非居住者に対する課税の方法）に定める国内源泉所得に係るものに限る。）」と読み替えるものとする。

（信託財産に係る利子等の課税の特例）

第百七十六條 省 略

2 省 略

3 内国法人がその引き受けた第十三条第三項第一号に規定する集団投資信託（国内にある営業所に信託されたものに限る。以下この条において「集団投資信託」という。）の信託財産について納付した所得税（当該所得税の課せられた収益を分配するとしたならば当該収益の分配につき

外国税額の控除」と、同項第四号中「外国税額控除」とあるのは「第百六十五条の六第一項から第三項までの規定による控除」と、同条第三項第四号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「居住者」とあるのは「非居住者又は国内及び国外の双方にわたつて業務を行う非居住者」と、「交付される源泉徴収票」とあるのは「交付される源泉徴収票又は収入及び支出に関する明細書で財務省令で定めるもの」と、同条第六項中「業務」とあるのは「業務（第百六十四条第一項各号（非居住者に対する課税の方法）に定める国内源泉所得に係るものに限る。）」と、第百二十二条第二項（還付等を受けるための申告）中「第九十五条第二項又は第三項」とあるのは「第百六十五条の六第二項又は第三項」と、第百二十三条第二項第六号（確定損失申告）中「第九十五条（外国税額控除）」とあるのは「第百六十五条の六（非居住者に係る外国税額の控除）」と、第百四十三条（青色申告）中「業務」とあるのは「業務（第百六十四条第一項各号（非居住者に対する課税の方法）に定める国内源泉所得に係るものに限る。）」と、第百四十四条（青色申告の承認の申請）中「業務を開始した場合」とあるのは「業務（第百六十四条第一項各号（非居住者に対する課税の方法）に定める国内源泉所得に係るものに限る。）を開始した場合」と、第百四十五条第二号（青色申告の承認申請の却下）中「取引」とあるのは「取引（恒久的施設を有する非居住者にあつては、第百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。第百四十八条第一項及び第百五十条第一項第三号（青色申告の承認の取消し）において同じ。）」と、第百四十七条（青色申告の承認があつたものとみなす場合）中「業務」とあるのは「業務（第百六十四条第一項各号（非居住者に対する課税の方法）に定める国内源泉所得に係るものに限る。）」と読み替えるものとする。

（信託財産に係る利子等の課税の特例）

第百七十六條 同 上

2 同 上

3 内国法人がその引き受けた第十三条第三項第一号に規定する集団投資信託（国内にある営業所に信託されたものに限る。以下この条において「集団投資信託」という。）の信託財産について納付した所得税（外国の法令により課される所得税に相当する税で政令で定めるものを含む。

第百八十一条（源泉徴収義務）又は第二百二十二条（源泉徴収義務）の規定により所得税を徴収されるべきこととなるものに対応する部分（第九十一条第十一号（非課税所得）に掲げるもののみに対応する部分を除く。）に限り、外国の法令により課される所得税に相当する税で政令で定めるものを含む。次項において同じ。）の額は、政令で定めるところにより、当該集団投資信託の収益の分配に係る所得税の額から控除する。

4・5 省 略

（信託財産に係る利子等の課税の特例）

第百八十条の二 省 略

2 省 略

3 外国法人がその引き受けた集団投資信託（第七十六条第三項に規定する集団投資信託をいう。以下この条において同じ。）の信託財産について納付した所得税（当該所得税の課せられた収益を分配するとしたならば当該収益の分配につき次条又は第二百二十二条（源泉徴収義務）の規定により所得税を徴収されるべきこととなるものに対応する部分（第九十一条第十一号（非課税所得）に掲げるもののみに対応する部分を除く。）に限り、第七十六条第三項に規定する外国の法令により課される所得税に相当する税で政令で定めるものを含む。次項において同じ。）の額は、政令で定めるところにより、当該集団投資信託の収益の分配に係る所得税の額から控除する。

4・5 省 略

（源泉控除対象配偶者に係る控除の適用）

第百八十六条の二 給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書を提出した居住者（以下この条において「対象居住者」という。）のこれらの申告書に源泉控除対象配偶者である旨の記載がされた配偶者（以下この条において「対象配偶者」という。）が、当該対象居住者を、当該対象配偶者の提出した給与所得者の扶養控除等申告書若しくは従たる給与についての扶養控除等申告書又は公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載された源泉控除対象配偶者として第百八十五条第一項第一号若しくは第二号（賞与以外の給与等に係る徴収税額）若しくは前条第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二百三条

次項において同じ。）の額は、政令で定めるところにより、当該集団投資信託の収益の分配に係る所得税の額から控除する。

4・5 同 上

（信託財産に係る利子等の課税の特例）

第百八十条の二 同 上

2 同 上

3 外国法人がその引き受けた集団投資信託（第七十六条第三項に規定する集団投資信託をいう。以下この条において同じ。）の信託財産について納付した所得税（同項に規定する外国の法令により課される所得税に相当する税で政令で定めるものを含む。次項において同じ。）の額は、政令で定めるところにより、当該集団投資信託の収益の分配に係る所得税の額から控除する。

4・5 同 上

の三第一号から第三号まで（徴収税額）の規定の適用を受ける場合には、当該対象配偶者は当該対象居住者の提出した給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書に源泉控除対象配偶者である旨の記載がされていないものとして、第百八十五条第一項第一号及び第二号並びに前条第一項第一号及び第二項第一号の規定を適用する。

（障害者控除等の適用を受ける者に係る徴収税額）

第百八十七条 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者で、当該申告書にその者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるもの（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたもの）である場合には、これらの一に該当することに控除対象扶養親族が一人あると記載されているものとし、当該申告書に同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は同居特別障害者（当該障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、同条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は同居特別障害者に限る。）がある旨の記載があるものである場合には、これらの一に該当することに控除対象扶養親族が他に一人あると記載されているものとして、第百八十五条第一項第一号（賞与以外の給与等に係る徴収税額）並びに第百八十六条第一項第一号及び第二項第一号（賞与に係る徴収税額）の規定を適用する。

（年末調整）

第百九十条 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者で、第一号に規定するその年中に支払うべきことが確定した給与等の金額が二十万円以下であるものに対し、その提出の際に経由した給与等の支払者がその年最後に給与等の支払をする場合（その居住者がその後その年十二月三十一日までの間に当該支払者以外の者に当該申告書を提出すると見込まれる場合を除く。）において、同号に掲げる所得税の額の合計額がその年最後に給与等の支払をする時の現況により計算した第二号に掲げる税額に比し過不足があるときは、その超過額は、その年最後に給与等の

（障害者控除等の適用を受ける者に係る徴収税額）

第百八十七条 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者で、当該申告書にその者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるもの（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたもの）である場合には、これらの一に該当することに控除対象扶養親族が一人あると記載されているものとし、当該申告書に同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は同居特別障害者（当該障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、同条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は同居特別障害者に限る。）がある旨の記載があるものである場合には、これらの一に該当することに控除対象扶養親族が他に一人あると記載されているものとして、第百八十五条第一項第一号（賞与以外の給与等に係る徴収税額）並びに前条第一項第一号及び第二項第一号の規定を適用する。

（年末調整）

第百九十条 同 上

支払をする際徴収すべき所得税に充当し、その不足額は、その年最後に  
給与等の支払をする際徴収してその徴収の日の属する月の翌月十日まで  
に国に納付しなければならない。

一 省略

二 別表第五により、その年中にその居住者に対し支払うべきことが確  
定した給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の  
金額から次に掲げる金額の合計額を控除した金額（当該金額に千円未  
満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、  
その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）を課税総所得金額とみ  
なして第八十九条第一項（税率）の規定を適用して計算した場合の税  
額

イハ 省略

二 給与所得者の配偶者控除等申告書に記載されたその居住者の第二  
条第一項第三十号に規定する合計所得金額（以下この号において「  
合計所得金額」という。）の見積額、当該申告書に記載された控除  
対象配偶者又は第八十三条の二第一項（配偶者特別控除）に規定す  
る生計を一にする配偶者（当該控除対象配偶者又は配偶者が第九  
十四条第四項又は第九十五条の二第二項（給与所得者の配偶者控  
除等申告書）の記載がされた者である場合には、これらの規定に規  
定する書類の提出又は提示がされた控除対象配偶者又は配偶者に限  
る。）の有無、その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当す  
るかどうか、その控除対象配偶者又は配偶者がこの条に規定する居  
住者として当該申告書を提出しているかどうか、その控除対象配偶  
者又は配偶者が第二百三条の六第一項（公的年金等の受給者の扶養  
親族等申告書）に規定する居住者として同項第三号に掲げる事項を  
記載した公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出しているか  
どうか及びその控除対象配偶者又は配偶者の合計所得金額又はその  
見積額に及び、第八十三条（配偶者控除）又は第八十三条の二の規  
定に準じて計算した配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額に相当  
する金額

ホ 省略

（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）

一 同上  
二 同上

イハ 同上

二 給与所得者の配偶者控除等申告書に記載されたその居住者の第二  
条第一項第三十号に規定する合計所得金額（以下この号において「  
合計所得金額」という。）の見積額、当該申告書に記載された控除  
対象配偶者又は第八十三条の二第一項（配偶者特別控除）に規定す  
る生計を一にする配偶者（当該控除対象配偶者又は配偶者が第九  
十四条第四項又は第九十五条の二第二項（給与所得者の配偶者控  
除等申告書）の記載がされた者である場合には、これらの規定に規  
定する書類の提出又は提示がされた控除対象配偶者又は配偶者に限  
る。）の有無、その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当す  
るかどうか、その控除対象配偶者又は配偶者がこの条に規定する居  
住者として当該申告書を提出しているかどうか及びその控除対象配  
偶者又は配偶者の合計所得金額又はその見積額に及び、第八十三条  
（配偶者控除）又は第八十三条の二の規定に準じて計算した配偶者  
控除の額又は配偶者特別控除の額に相当する金額

ホ 同上

（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）

第九十八條 省 略

2 第九十四條から第九十六條までに規定する給与等の支払を受ける居住者は、これらの規定による申告書の提出の際に經由すべき給与等の支払者がその給与等に係る所得税の第十七條（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、当該申告書の提出に代えて、当該給与等の支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるもの）をいう。第二百三條第四項（退職所得の受給に関する申告書）及び第二百三條の六第六項（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）において同じ。）により提供することができる。

3 5 6 省 略

（徴収税額）

第二百三條の三 前條の規定により徴収すべき所得税の額は、公的年金等の金額から、次の各号に掲げる公的年金等の区分に応じ当該各号に定める金額を控除した残額に百分の五（第三号又は第六号に掲げる公的年金等の当該残額が十六万二千五百円に当該公的年金等の金額に係る月数を乗じて計算した金額を超える場合におけるその超える部分の金額及び第七号に掲げる公的年金等の当該残額については、百分の十）の税率を乗じて計算した金額とする。

一 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出した居住者に対し、その提出の際に經由した公的年金等の支払者が支払う公的年金等（次号及び第三号に掲げるものを除く。） 次に掲げる金額の合計額に当該公的年金等の金額に係る月数を乗じて計算した金額

イ 省 略

二 当該申告書に源泉控除対象配偶者（当該源泉控除対象配偶者が第二百三條の六第三項（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）に規定する記載がされた者（ホ及びヘにおいて「国外居住親族」という。）である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた源泉控除対象配偶者に限る。）がある旨の記載がある場合には、三万二千五百円（当該源泉控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である旨の記載がある場合には、四万円）

第九十八條 同 上

2 第九十四條から第九十六條までに規定する給与等の支払を受ける居住者は、これらの規定による申告書の提出の際に經由すべき給与等の支払者がその給与等に係る所得税の第十七條（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、当該申告書の提出に代えて、当該給与等の支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるもの）をいう。第二百三條第四項（退職所得の受給に関する申告書）及び第二百三條の五第五項（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）において同じ。）により提供することができる。

3 5 6 同 上

（徴収税額）

第二百三條の三 前條の規定により徴収すべき所得税の額は、公的年金等の金額から、次の各号に掲げる公的年金等の区分に応じ当該各号に定める金額を控除した残額に百分の五（第三号に掲げる公的年金等の当該残額が十六万二千五百円に当該公的年金等の金額に係る月数を乗じて計算した金額を超える場合におけるその超える部分の金額及び第四号に掲げる公的年金等の当該残額については、百分の十）の税率を乗じて計算した金額とする。

一 同 上

イ 同 上

二 当該申告書に源泉控除対象配偶者（当該源泉控除対象配偶者が第二百三條の五第三項（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）に規定する記載がされた者（ホ及びヘにおいて「国外居住親族」という。）である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた源泉控除対象配偶者に限る。）がある旨の記載がある場合には、三万二千五百円（当該源泉控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である旨の記載がある場合には、四万円）



ホ 当該申告書に控除対象扶養親族（当該控除対象扶養親族が国外居住親族である場合には、第二百三条の六第三項に規定する書類の提出又は提示がされた控除対象扶養親族に限る。）がある旨の記載がある場合には、三万二千五百円（当該控除対象扶養親族のうちに特定扶養親族又は老人扶養親族がある旨の記載がある場合には、その特定扶養親族については五万二千五百円とし、老人扶養親族については四万円とする。）にその控除対象扶養親族の数を乗じて計算した金額

ヘ 当該申告書に同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者（当該障害者が国外居住親族である場合には、第二百三条の六第三項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者に限る。）がある旨の記載がある場合には、二万二千五百円（当該同一生計配偶者又は扶養親族のうちに同居特別障害者又はその他の特別障害者（当該同居特別障害者又はその他の特別障害者が国外居住親族である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた同居特別障害者又はその他の特別障害者に限る。）がある旨の記載がある場合には、その同居特別障害者については六万二千五百円とし、その他の特別障害者については三万五千円とする。）にその障害者の数を乗じて計算した金額

二 独立行政法人農業者年金基金法第十八条第一号（給付の種類）に掲げる農業者老齢年金その他の政令で定める公的年金等（以下この号及び第五号において「農業者老齢年金等」という。）の支払を受ける居住者で当該農業者老齢年金等について公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出したものに對し、その提出の際に經由した当該農業者老齢年金等の支払者が支払う当該農業者老齢年金等を前号に掲げる公的年金等とした場合における同号に定める金額から政令で定める金額を控除した金額

三 国家公務員共済組合法第七十四条第一号（退職等年金給付の種類）に掲げる退職年金その他の政令で定める公的年金等（以下この号及び第六号において「退職年金等」という。）の支払を受ける居住者で当該退職年金等について公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出したものに對し、その提出の際に經由した当該退職年金等の支払者が支払う当該退職年金等 当該退職年金等を第一号に掲げる公的年金等

ホ 当該申告書に控除対象扶養親族（当該控除対象扶養親族が国外居住親族である場合には、第二百三条の五第三項に規定する書類の提出又は提示がされた控除対象扶養親族に限る。）がある旨の記載がある場合には、三万二千五百円（当該控除対象扶養親族のうちに特定扶養親族又は老人扶養親族がある旨の記載がある場合には、その特定扶養親族については五万二千五百円とし、老人扶養親族については四万円とする。）にその控除対象扶養親族の数を乗じて計算した金額

ヘ 当該申告書に同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者（当該障害者が国外居住親族である場合には、第二百三条の五第三項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者に限る。）がある旨の記載がある場合には、二万二千五百円（当該同一生計配偶者又は扶養親族のうちに同居特別障害者又はその他の特別障害者（当該同居特別障害者又はその他の特別障害者が国外居住親族である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた同居特別障害者又はその他の特別障害者に限る。）がある旨の記載がある場合には、その同居特別障害者については六万二千五百円とし、その他の特別障害者については三万五千円とする。）にその障害者の数を乗じて計算した金額

二 独立行政法人農業者年金基金法第十八条第一号（給付の種類）に掲げる農業者老齢年金その他の政令で定める公的年金等の支払を受ける居住者で当該公的年金等について公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出したものに對し、その提出の際に經由した公的年金等の支払者が支払う当該公的年金等 前号に掲げる金額から政令で定める金額を控除した金額

三 国家公務員共済組合法第七十四条第一号（退職等年金給付の種類）に掲げる退職年金その他の政令で定める公的年金等の支払を受ける居住者で当該公的年金等について公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出したものに對し、その提出の際に經由した公的年金等の支払者が支払う当該公的年金等 第一号に掲げる金額から政令で定める金額を控除した金額

とした場合における同号に定める金額から政令で定める金額を控除した金額

四 前三号及び次号から第七号までに掲げる公的年金等以外の公的年金等 その公的年金等の月割額として政令で定める金額の百分の二十五に相当する金額に六万五千円を加算した金額と九万円とのいずれが多い金額に、当該公的年金等の金額に係る月数を乗じて計算した金額

五 農業者老齢年金等の支払を受ける居住者で当該農業者老齢年金等について公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出していないものに対し、当該農業者老齢年金等の支払者が支払う当該農業者老齢年金等 当該農業者老齢年金等を前号に掲げる公的年金等とした場合における同号に定める金額から政令で定める金額を控除した金額

六 退職年金等の支払を受ける居住者で当該退職年金等について公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出していないものに対し、当該退職年金等の支払者が支払う当該退職年金等 当該退職年金等を第四号に掲げる公的年金等とした場合における同号に定める金額から政令で定める金額を控除した金額

七 第三十五条第三項第三号（雑所得）に掲げる年金その他政令で定めるもの（第二百三条の六第一項において「確定給付企業年金等」という。） その公的年金等の金額の百分の二十五に相当する金額

（源泉控除対象配偶者に係る控除の適用）

第二百三条の四 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出した居住者（以下この条において「対象居住者」という。）の当該申告書に源泉控除対象配偶者である旨の記載がされた配偶者（以下この条において「対象配偶者」という。）が、当該対象居住者を、当該対象配偶者の提出した給与所得者の扶養控除等申告書若しくは従たる給与についての扶養控除等申告書又は公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載された源泉控除対象配偶者として第八十五条第一項第一号若しくは第二号（賞与以外の給与等に係る徴収税額）若しくは第八十六条第一項第一号若しくは第二項第一号（賞与に係る徴収税額）又は前条第一号から第三号までの規定の適用を受ける場合には、当該対象配偶者は当該対象居住者の提出した公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に源泉控除対象配偶者である旨の記載がされていないものとして、同条第一号から第三号

四 前三号に掲げる公的年金等以外の公的年金等 その公的年金等の金額の百分の二十五に相当する金額

までの規定を適用する。

(公的年金等から控除される社会保険料がある場合等の徴収税額の計算)  
第二百三条の五 次の各号に掲げる場合に該当するときは、第二百三条の三(徴収税額)の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 省略

二 確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金の支払をする場合において、第三十五条第三項第三号(雑所得)に規定する規約に基づいて拠出された掛金のうちに同号に規定する加入者の負担した金額があるとき、その年金の額からその負担した金額のうちその年金の額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額に相当する公的年金等の支払があつたものとみなす。

三 省略

(公的年金等の受給者の扶養親族等申告書)

第二百三条の六 国内において公的年金等(確定給付企業年金等を除く。)の支払を受ける居住者が、第二百三条の三(第一号から第三号までに係る部分に限る。)(徴収税額)の規定による所得税の額の計算において同条第一号口からへまでに掲げる金額のいずれかの金額の控除を受けようとする場合には、その公的年金等の支払者から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等の支払者を経由して、その公的年金等に係る所得税の第十七条(源泉徴収に係る所得税の納税地)の規定による納税地(第十八条第二項(納税地の指定)の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地。第六項において同じ。)(所轄税務署長に提出しなければならない)。

一 四 省略

五 同一生計配偶者又は扶養親族のうちに同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者がある場合には、その旨、その者の氏名及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名)並びにその該当する事実

(公的年金等から控除される社会保険料がある場合等の徴収税額の計算)  
第二百三条の四 次の各号に掲げる場合に該当するときは、前条の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 同上

二 確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金の支払をする場合において、第三十五条第三項第三号(公的年金等の定義)に規定する規約に基づいて拠出された掛金のうちに同号に規定する加入者の負担した金額があるとき、その年金の額からその負担した金額のうちその年金の額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額に相当する公的年金等の支払があつたものとみなす。

三 同上

(公的年金等の受給者の扶養親族等申告書)

第二百三条の五 国内において公的年金等(第三十五条第三項第三号(公的年金等の定義)に掲げる年金その他政令で定めるものを除く。)の支払を受ける居住者は、その公的年金等の支払者から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等の支払者を経由して、その公的年金等に係る所得税の第十七条(源泉徴収に係る所得税の納税地)の規定による納税地(第十八条第二項(納税地の指定)の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地。第五項において同じ。)(所轄税務署長に提出しなければならない)。

一 四 同上

五 同一生計配偶者又は扶養親族のうちに同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者がある場合には、その旨、その数、その者の氏名及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名)並びにその該当する事実

六・七 省略

2・3 省略

4| 第一項の規定により提出する申告書については、国税通則法第二百二十四条第二項（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）の規定にかかわらず、同項の規定による押印に代えて、当該申告書を提出する居住者の自署によることができる。

5| 省略

6| 省略

7| 前項の規定の適用がある場合における第五項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「支払者に受理されたとき」とあるのは「支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

8| 第六項の場合において、国税通則法第二百二十四条の規定による氏名及び個人番号の記載並びに押印（第四項の規定により自署による場合を含む。）については、同条の規定にかかわらず、氏名及び個人番号を明らかにする措置であつて第九十八条第四項（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）に規定する財務省令で定める措置をもつて代えることができる。

9| 第六項に規定する承認の手続、当該承認の取消しその他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

10| 省略

11| 省略

（源泉徴収を要しない公的年金等）

第二百三条の七 居住者が前条第一項に規定する公的年金等（政令で定めるものを除く。）の支払を受ける場合において、その年中に支払を受けべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けべき日の前日の現況において政令で定める金額に満たないときは、当該公的年金等については、第二百三条の二（源泉徴収義務）の規定による所得税の徴収及び納付は、要しないものとする。

附則

六・七 同上

2・3 同上

4| 同上

5| 同上

6| 前項の規定の適用がある場合における第四項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「支払者に受理されたとき」とあるのは「支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

7| 第九十八条第四項（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）の規定は、第五項の場合について準用する。

8| 第五項に規定する承認の手続、当該承認の取消しその他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

9| 同上

10| 同上

（源泉徴収等を要しない公的年金等）

第二百三条の六 居住者が前条第一項に規定する公的年金等（政令で定めるものを除く。）の支払を受ける場合において、その年中に支払を受けべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けべき日の前日の現況において政令で定める金額に満たないときは、当該公的年金等については、第二百三条の二（源泉徴収義務）の規定による所得税の徴収及び納付並びに同項の規定による公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出は、要しないものとする。

附則